

## 事業の背景・目的

2013年より兵庫県内にタガメの保全地を設置し、採集者除けの柵の設置と休耕田の湛水を始めたところ、タガメが安定的に増殖し始めた。ところが、2015年に保全地内でアメリカザリガニ（ザリガニ）が侵入したため、すぐに駆除を開始したが、その勢いを止められず、現在は保全地の約半数の休耕田でザリガニが確認されるようになってきている。そして、2019年はタガメの新成虫の数が保全を開始してから最低となった。ザリガニが侵入していない休耕田は遷移が進み、陸地化しつつある。本事業では、ザリガニ未侵入の休耕田の補修と新規湿地の造成と並行し、ザリガニの駆除・根絶を図り、この場所が地域個体群のソースとなるように環境を整備する。

## 事業の内容

令和2年度より3年間で、湿地の新規造成、ザリガニ未侵入の休耕田の水漏れの補修とタガメなどの絶滅危惧種の移設、アメリカザリガニが侵入した休耕田の干上げまたは埋め立てにより、根絶・排除を目指す。

### 事業① ザリガニ侵入休耕田の干し上げ・埋め立て

11月にザリガニ侵入池の埋め立て、水抜き工事と前年度の工事の続き（延べ499㎡）を実施した。水を抜くことでザリガニが繁殖できる水域を低減するという目的は達成された。生き残ったザリガニの駆除は継続的に行う必要がある。



### 事業② ザリガニの駆除作業

水抜きができない湿地および実施した湿地を含めた水域より1610頭を駆除した。2022年11月に薬剤散布を実施、トラップ設置を継続している。



### 事業③ 環境DNAによるザリガニ確認、除草などの維持管理やタガメのモニタリング

・環境DNAの分析結果をもとに、埋め立て工事を実施した。毎月の除草も継続し、2022年秋にタガメの新成虫31頭を確認。

### 事業④ 鳥獣害防止柵の設置

代替保全地に侵入する鳥獣の踏み荒しによる漏水防止のため、柵の設置を行った。



## 得られた成果

令和2年度にタガメ繁殖のために造成した湿地に、ザリガニが侵入・繁殖を開始したため、令和3年度にやむなく埋立を行った。その後、令和4年度も湿地面積の拡張ができなかったことから、当初目標の100頭の新成虫に届かなかった。事業開始前（15頭）に比べると2倍の個体数（令和2年度より23、34、31頭）になった。今後、湿地を増やさないと個体数の回復を見込めないため、近隣の棚田の休耕田を代替保全地候補として選定し、保全地としての活用を図ることとした。その代替保全地では、獣害がひどく、漏水も発生したため令和4年度に鳥獣害防止柵の設置と漏水防止作業を行った。この代替保全地内では令和4年秋のタガメ新成虫の個体数が54頭であったことから、環境を整備すればより多くの個体数増加が見込めると期待される。一方で、当初の保全地では関西地方でおそらく最後のゲンゴロウの生息も確認できるので、タガメと共に保全を図るための活動を継続したい。

